

中城村商業施設誘致に関する住民ニーズ調査の企画運営業務委託

仕 様 書

沖縄県中城村

1. 業務名

中城村商業施設誘致に関する住民ニーズ調査の企画運営業務委託

2. 業務の目的

中城村（以下、「本村」という。）においては、南上原地区の土地区画整理事業を基盤としたまちづくりによる村人口が当初の想定を上回る勢いで増加し、2022年の国勢調査においても、人口増加率、世帯増加率ともに県内最上位となっている。

その一方で、村土の大半が市街化調整区域（＝市街化を抑制すべき区域）に位置付けられていることから、商業施設等も不足しており、生活に支障を来しているとの住民の声も多く寄せられている。また、本村においては、中城城跡などの豊富な観光資源を保有しているにも関わらず観光消費に繋がる施設の不足や、雇用の受け皿となるような働き場の不足、さらに、村の基幹産業である農業においては多様な販路開拓が求められるなど、多方面において課題を抱えてきた。

そこで、これらの課題の解消に向けて、国道329号線沿いに立地する中城中学校を移転し、その跡地と、隣接する旧役場庁舎跡地を活用した商業施設誘致を計画し、令和3年11月に、その構想を示した「中城村商業施設誘致促進基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定した。

令和6年度においては、単に商業施設を誘致するに留まらず、他地域にある同種・類似施設との差別化を図りつつ、本村の抱える課題の解消や、本村の魅力を十分に活かした商業施設の誘致に向けて、琉球大学の講座等も活用し、多面的な意見を取り入れながら、誘致戦略の策定等に取り組んでいく予定である。

本業務では、その誘致戦略に反映するための、商業施設利用者（ユーザー）としての住民意見の収集や、住民の参加意識の醸成等を図るため、住民向け調査（アンケート、ヒアリング）及びワークショップの開催について、企画・運営等の支援を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

4. 適用範囲

本仕様書は、「中城村商業施設誘致に関する住民ニーズ調査の企画運営業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

5. 業務内容

業務内容については、以下の5-1から5-4を基本とし、業務内容に示されたもの以外については事業者の創意工夫による提案を期待するものとする。

5-1 住民向け調査（アンケート調査、ヒアリング調査）

ユーザーの求める誘致施設に対するニーズや期待する効果、その他必要な項目について把握するため、アンケート調査（Web調査、質問紙調査）及びヒアリング調査を実施する。調査の概要は以下の通りとする。

（1）アンケート調査について

①アンケート調査の企画

村内在住の15歳以上の住民に対し、アンケート調査（Web調査、質問紙調査）を実施する。質問項目、実施方法等については提案によるものとする。調査の概要は以下の通りとする。

<調査の概要>

調査対象者：村内在住の15歳以上の住民（村内への通勤・通学者を含む）

項目内容：受託者による提案の上、本村と協議し決定する。

回答方法：選択式回答

言語表記：日本語

調査方法：Web調査及び質問紙調査

（同等以上の成果が見込まれる場合は、提案による代替案も可）

サンプル目標数：400人程度（重複も可）

②アンケート調査の実施・運営

アンケート調査について、各調査方法ごとに行う業務を以下のとおりとする。なお、以下に記載のない事項については、必要に応じて提案すること。

イ) Web調査の実施・運営

Web調査の実施にあたり、以下の業務を行う。

- ・回答用Webサイト（以下「Webサイト」という。）の設計・構築

※Webサイトは、アンケート回答者がスマートフォン、タブレット端末、パソコン等からアクセス可能なものとする。

※Webサイトの動作不良等緊急時の対応等は、受託者において行う。

- ・WebサイトのURLを反映したQRコードの作成及び、当該QRコードを掲載したチラシ（A4版1枚）の作成及び印刷（9,000部程度）

※QRコードを掲載したチラシの配布については本村が行う。

ロ) 質問紙調査の実施・運営

質問紙調査の実施にあたり、以下の業務を行う。

- ・調査票の作成及び印刷（5,300部程度）

※調査票の配布及び回収については、本村が行う。

③アンケート調査の集計及び分析

アンケート調査（Web調査、質問紙調査）で得られた回答を集計、分析を行う。

(2) ヒアリング調査について

①ヒアリング調査の企画

村内在住の15歳以上の住民に対し、ヒアリング調査を実施する。質問項目、実施方法等については提案によるものとする。但し、対象については、必ず、子育て世代を含めるものとする。調査の概要は以下の通りとする。

<調査の概要>

調査対象者：村内在住の15歳以上の住民（村内への通勤・通学者を含む）。
但し、対象者には、子育て世代を含めるものとする。

項目内容：受託者による提案の上、本村と協議し決定する。

調査方法：対面、オンライン等によるグループヒアリング。

（同等以上の成果が見込まれる場合は、提案による代替案も可）

使用言語：日本語

サンプル目標数：3グループ程度（1グループ5～10名程度を想定）

②ヒアリング調査の実施・運営

ヒアリング調査の実施にあたり、以下の業務を行う。

- ・ヒアリング対象者の抽出方法の検討及び参加者募集
- ・ヒアリング項目の検討
- ・実施準備（調査に必要な資料等の作成及び印刷、消耗品・備品等の用意、会場設営）
- ・調査の実施（インタビュアーの配置、ヒアリングの実施）
- ・ヒアリング内容の記録

③ヒアリング調査の集計及び分析

ヒアリング調査で得た回答の集計、分析を行う。

5-2 住民向けワークショップ

(1) ワークショップの企画

現状における課題や誘致施設に求める機能等をより具体化するため、また、施設の誘致に向けて、住民理解や参加意識の醸成を図るため、「(1) 住民向け調査（アンケート調査、ヒアリング調査）」の結果をもとに、住民向けのワークショップを実施する。ワークショップの方法等については提案によるものとする。ワークショップの概要は以下の通りとする。

但し、対象については、必ず、子育て世代を含めるものとし、実施回数については4回程度行う。また、ファシリテーターは豊富な経験を有する者を配置する。

<ワークショップの概要>

対象者：村内在住の15歳以上の住民（村内への通勤・通学者を含む）。但し、対象者には、子育て世代を含めるものとする。

実施方法：受託者による提案の上、本村と協議し決定する。

開催回数：15～20人程度×4回程度

その他：ファシリテーター（1名）及び、必要に応じて、補助者を配置する。
なお、ファシリテーターは豊富な経験を有する者とする。

(2) ワークショップの実施・運営

ワークショップの実施にあたり、以下の業務を行う。

- ・参加者募集（募集案内の作成及び印刷（9,000部程度））、SNS等を活用した周知、応募者の取りまとめ）。
※募集案内の配布については本村が行う。
- ・開催準備（説明資料等の作成及び印刷、消耗品・備品等の用意、会場設営）
- ・ワークショップの実施（ファシリテーター及び補助者の配置、議事進行）
- ・その他の事項（必要に応じて提案）

(3) ワークショップ開催に関するPR・広報支援

ワークショップ開催について、参加していない住民に対し、商業施設誘致について理解や参加意識の醸成を図るため、PR・広報支援を行う。方法等については提案によるものとする。

(4) ワークショップの意見集約、分析

ワークショップで出た意見の集約及び課題等の分析を行う。

5-3 関係者による打合せ会議

本業務を実施するにあたっては、関係者（本村、受託者、別途発注の「中城村商業施設誘致戦略策定等支援業務」の受託者）による打合せ会議を開催し、説明資料の作成、会議への参加及び説明、議事録作成などの支援を行う。議事録の内容は参加者で確認するものとする。打合せ会議は、原則、本村の会議室において対面にて実施する（やむを得ない場合につき、事前に調整の上、変更することを認める）。実施回数は、着手時、アンケート調査の実施前（1回）、ヒアリング調査の実施前（1回）、各WSの開催前（4回）、報告書の素案策定時（1回）の8回程度。なお、業務の遂行上必要な場合は、適宜実施するものとする。

5-4 報告書の作成

住民向けヒアリング調査及びワークショップ等を踏まえ、住民が誘致施設に求める機能等をまとめた業務報告書を作成する。

6. 成果品

本業務の成果品は以下に示すとおりである。

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 報告書（本体）（A4版・両面・フルカラー） | 5部 |
| ※製本（表紙、背表紙あり）を行い、背表紙には事業名を印字すること。 | |
| (2) 報告書（概要）（A4版 3～5枚程度・フルカラー） | 5部 |
| (3) 報告書（広報用）（A4版1枚程度・フルカラー） | 5部 |
| (4) 業務報告書（一部カラー・チューブファイル綴じ） | 正・副各1部 |
| (5) 電子データ（CD-R等） | 一式 |
| (6) その他、村が必要と認める資料 | |

7. 経費

本業務を実施するにあたり必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

8. その他

- (1) 本業務を行うに当たり必要な資料は、原則として、受託者が収集するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ本村の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本業務に係る全ての成果品の著作権は、本村に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう確認しなければならない。以後、著作権関係等の紛争などの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、本村と別途協議の上、定めるものとする。
- (6) 中城村と琉球大学で連携して実施する、琉球大学講座「地域企業（自治体）お題解決プログラム」において提出された意見等も、必要に応じて本業務に活用するものとする。